

◆◇◆学生部法学部窓口での

留学先で修得した科目の単位認定申請について◆◇◆

留学先の大学で修得した科目の単位認定を希望する場合は、学習指導面談が必要になります。
以下の学習指導面談における注意事項をご確認ください。

■学習指導面談

(1) 面談日（補講日・定期試験期間を除く授業開講期間のみ）

授業期間中の毎週水曜日 10 時～（法律学科・政治学科共通）

(2) 必要書類（※面談を申し込む際は、②～⑤の書類を①の申請書に記載した科目の順に並び替えてご準備ください。面談当日は②～⑥の書類を①の申請書に記載した科目の順に並び替えてご準備ください）

①学生部所定の単位認定申請書（窓口でお渡しします）

②学生部所定の単位認定についての説明書（窓口でお渡しします）

③留学先の成績証明書（原本。返却希望があれば面談時に申し出てください）

※原則、英文の成績証明書に限ります。英語以外の言語による成績証明書しか入手できない場合には、法学部窓口にご相談ください。

※WEBからのプリントは原則不可ですが、用意が難しい場合には別途お問い合わせください。

④授業時間数を証明する書類（「1 コマ当たりの時間数」と「授業回数」を確認できる書類）

※単位数換算の目安は 675 分以上の授業で 1 単位、1350 分以上の授業で 2 単位、2700 分以上の授業で 4 単位です。

⑤認定を希望する科目のシラバス（写）

⑥授業で使用したテキストやノート

(3) 面談申込期限

面談を希望する日の前の週の金曜日までに、(2) の必要書類のうち①～⑤の書類を学生部法学部担当窓口を持参してください。その際に必要書類を確認します（※⑥は面談当日のみお持ちください）。

■注意事項

- ・留学先大学から成績証明書が届いてから 1 か月以内（休校期間を除く） に申請をしてください。
- ・認定される分野・単位数は学習指導面談で決定します。認定された単位はあとから取り消すことはできません。
- ・単位認定された単位は、留学先での評語に関わらず、一律「G」（認定）になり、成績表及び、成績証明書に記載されます（※海外の大学院に出願を考えている方はご注意ください）。
- ・認定の対象となる科目は専門科目（法律学科目、政治学科目）に限られます。副専攻認定を目指す学生に限り社会科学科目、自然科学科目も認定の対象となりますが、申請時の書類チェック時に申し出てください。
- ・認定される単位数の上限は 30 単位までとなります。法律学科において展開科目（他学科・他学部）として認定される単位数は取得済科目を含め 22 単位までです。

以上